

農業土木を 支えてきた人々

井 内 恭 太 郎

—— 吉野川中流用水の先覚者 ——

中 野 茂 行*

I. まえがき

阿波の北方7郡（三好，美馬，阿波，麻植，板野，名西，名東の各郡）は吉野川両岸に広がる徳島県の主要平野で、古来から同川によって培われた地味肥よくて、地下水豊富な農耕適地である。藩祖蜂須賀隆庵公が専生の事業として奨励した藍作がこの地帯一円に行われてわが国唯一の大生産団地を構成した。藍は春の苗仕立に始まり、藍植え、夏の水取り、刈取り、天日による乾燥調製を行う藍こなし、夏から秋にかけて行う藍の寝さし（葉藍の堆積発酵）、冬の藍玉つきなどの作業が藍こなし唄、藍音頭のリズムに乗って四季を通じて行われる。これらの農作業は江戸時代から明治初期にかけて阿波の北方特有の風物詩であった。

恵まれた土と水による特産物によって農家には寝床（藍を発酵させる建物）と白壁の土蔵を有する裕福な住居構えが各所で見受けられ、また、藍商人となって、久留米餅、大島餅、伊予餅など全国各地の織物産地へ藍を売りさばき、鳴門市周辺の製塩業と共に藩の財政を大きく支えて明治初期までは全国屈指の経済力を有するほど栄えた。

しかしながら、明治維新後西洋文明の流入と共に阿波藍の強敵である化学染料が輸入されるようになり、この圧迫を受け、繁栄を誇った藍作も衰微の一途をたどり、農家は生計の維持のため基幹作物の変更を余儀なくされるようになって用水開削の気運が高まってきたのである。

II. 水利の企て

吉野川の両岸に展開する農耕地帯は、とうとうと流れる吉野川の豊富な水を施設がないために利用することができず、畑作の藍、陸稲の水取りは、野井戸から釣瓶で

汲み揚げていたが炎天下でのこの作業は重労働で、農家泣かせの仕事であって、干ばつの年には水取りで賄いきれず被害の発生を見る状況にもあった。

また、その当時の農家の食生活は畑作ゆえに麦を主食とし、紋日（休祭日）でなければ米食ができない状態であったから米作には憧れをもっていた。

このような事情から、藩政時代から吉野川の利水による水田開発が唱えられ、芳川治水論では、川島町城山の下で堰を設け、吉野川中下流右岸地帯の麻植郡、名西郡、名東郡に至る用水施設を藩主に具申したが、藩の藍作至上主義から入れられなかったとある。

その後この構想は年と共に具体化し、明治28年に至り先覚者は藍作の将来を看破し、しきりに稲作による農家収入を計ることを説いたが、当時の農民はこれを支持する者が少なく実現に至らなかった。

明治32年になって、世論もようやくこの計画の必要性を認めるようになり、麻植郡岩津の淵から取水し、麻植、名西両郡12カ町村の3,000町歩の灌漑を計画し、調査を行い、導水幹線水路の測量を終え、工費400千円を算定

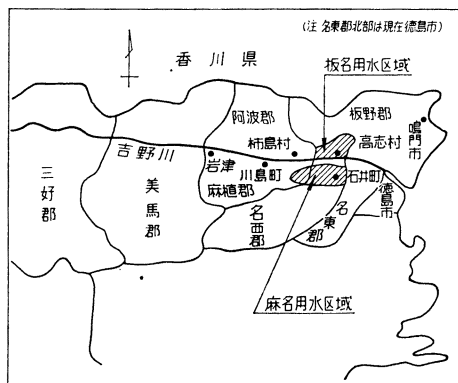


図-1 用水開設当時の地域略図

* 徳島県麻名用水土地改良区（なかの しげゆき）

し、早速水利組合条例を制定して明治32、33年の2回水利組合の創立総会を開催し審議を重ねたが、藍作に未練を持ち稲作に不安をもつ者、巨額の負担におびえるなど異論百出で否決され、この計画は保留となった。たまたま、明治37年に大干ばつが発生し、藍も陸稲も枯れる状態となり、用水開設を叫ぶ声が吉野川の両岸にわたって高まってきたので、吉野川右岸地区の名西郡浦庄村長川崎虎雄が首唱者となって、麻植郡牛島村長日野利一、森山村長井内国次、名西郡高原村長近藤伝信、石井町長延原良之等が関係者と協議し水利組合設立へと積極的な行動を開始した。

一方、吉野川左岸地区の名西郡高志村においても、明治37年7月に豪農の武知唯七が村長白浦崎太郎に呼びかけて、村の事業として、高志村大字瀬部字井の内吉野川から揚水機による150町歩の灌漑を計画し、大阪市の鉄工所を廻り揚水機についての一応の知識を得て帰り、村内の有志に語り、同年10月8日に瀬部の弥陀寺で瀬部、高瀬を区域とする150町歩の灌漑事業の実施について村民大会を開いた。

しかし、村民たちの感情は藍作で収支が償えんとする者、あるいはポンプ揚水に反対するなどで実現に至らず時期到来を待つことになった。

III. 井内恭太郎^{あさな}と麻名^{いたな}、板名の両用水

先覚者たちによって二大用水開削の企画と準備は進められ大勢は事業推進の志向へと傾いたが、依然として一部には根強い反対があり、麻名用水地域では当時地価反当120～130円に対し、用水費反当80円を要するのは事業の本質を失っているとして、言論や文書でののしり、あるいは、主唱者に危害を加えようとするこもしばしば起こり、板名用水と共に事業は進展しなかった。

家貧しくして孝子出ずのたくいで、時の郡長に井内恭太郎を得たことが事業が進展する端緒となったのである。

井内は安政元年4月10日に阿波郡大俣村で生まれ、土地の塾に学んで秀才の誉れが高く、明治4年18歳で阿波郡郷学校で教えて助読副助教、20歳で村社司掌、22歳で権訓導を兼務、26歳の明治12年阿波郡書記次いで麻植郡書記となり、明治14年徳島県属に進み土木課勤務、累進して土木課長となる。転じて郡長として明治28年^{かいふ}海部郡、同30年麻植郡、33年美馬郡、35年9月49歳のとき^{みょう}名西郡長として着任、大正6年3月まで14年7ヵ月在勤した。

各地を歴任中、土木課長在任中には那賀郡の吉井用水、麻植郡長時代には川田用水、木屋平道路の開通を行

うなど、土木郡長としての名声が高く、事務官ではあったが全局的立場から工事計画を行い、優れた行政手腕で人心を掌握し郡民の信頼が篤かった。

井内は麻植郡在任中から麻植、名西2郡に吉野川からの利水を企図して有志と協議していたが、名西郡長となるに及び両郡共通の事業として創立委員たちと共にその推進に務め、反対論や脅迫に屈せず農業経営改善のためには農業水利事業を起こす以外にないことを各村の首脳者や反対論者に力説し、強い指導力を発揮して世論の喚起に努めた結果、その卓越した識見と既往の実績に、さしもの反対論者も屈服し、明治38年1月に麻名普通水利組合設立のための創立委員が知事から任命される運びとなった。

麻名用水の企画と平行して対岸の高志村において用水開設の首唱者である武知唯七、村長白浦崎太郎の両人が、井内恭太郎の郡長就任に力を得て郡長を訪ずれ、藍作の不況、農民の苦悩を語り、これを救うには米作以外にはなく、東奔西走して灌漑ポンプ揚水を計画して村民と熟議したが事業の実現は容易でなく、さりとてそのまま放置し農村の衰微を見るに忍びないので、郡長はすでに優れた業績を挙げておられるのでこの用水事業について指導を賜り、農村救済の途を開いていただきたいと熱烈に訴えた。

井内郡長はこの陳情の趣旨に全く同感の旨を答え、目下麻植、名西2郡にまたがる用水を起こそうとしているので貴村地域についても農業経営の改善、民生の安定のため努力しようと約束された。

両名は郡長の力強い援助に勇躍して帰村し、明治37年11月に高志村役場に村内の地主、有志を集め郡長を招いて用水事業の協議会を開催した。井内郡長は不振の藍作から脱して米作への転換が急務であることを力説し、かつ、ポンプ揚水による灌漑は維持管理費と耐用年数の関係から不利なので、阿波郡柿島村から引水して自然用水とするのが得策であることを説き、この地方を良田にする自信があることを前任地での実施例をあげ、また対岸の麻名用水でも当初は多数の反対があったが今では事業計画に賛同して目下実施に向かって測量中であることを懇切に説明した。

この郡長の実感のこもった説得と適切な事業計画に併せて、その年の干ばつ被害も考慮して一同賛成し、測量の開始を郡長に申し入れ板名用水開削への第一歩を踏出したのである。

IV. 記念麻名普通水利組合の設立

前年から計画を進めていた岩津から取水して麻植郡、

名西郡、名東郡、国府町を区域とする3,000町歩の灌漑計画は二回の創立総会の結果、麻植郡の大部分が加入の意志がないので、明治38年1月に麻植郡森山村、牛島村、名西郡浦庄村、高原村、石井町の五カ町村1,396町歩を区域として川島町古城山下より取水することに決定した。

これによって、県から森山村長井上国次、牛島村長日野利一、浦庄村長川崎虎雄、高原村長近藤伝信、石井町長延原良之が創立委員に命ぜられ、同年3月に総代人選挙手続きの認可を得、4月に総代人25名を選挙して創立総会を開くこと数度に及び、組合格約を制定して7月25日に名西郡長井内恭太郎が管理者に指定された。この年が日露戦争の戦勝の年であり、区域が麻植郡、名西郡にまたがるので記念麻名普通水利組合と命名した。

V. 記念板名普通水利組合の設立

明治38年3月28日白浦村長に名西郡高志村一円を区域とする普通水利組合創立委員を知事より命ぜられたが、同村井ノ内および東部地域の高磯、上六条、下六条、佐藤塚の各部落が反対のために総代人の選挙が行えず、延期して地域の再検討を行い、高志村高磯以东の地域を除外し、板野郡一条村西条、五条、松島村七条を加え434

町歩を区域として申請、明治38年6月16日知事の認可指令があり、名西郡高志村長白浦崎太郎、板野郡一条村長山口岩三郎、松島村長西崎安太郎が創立委員に任命され、6月18日に創立総代人選挙の認可を申請、6月30日に30名の総代人が選任せられ、7月21日総代会を開き規約を制定し、7月28日に認可されて管理者に井内恭太郎が指定され、記念麻名普通水利組合と同趣旨で記念板名普通水利組合と命名して創立し、その後周辺地域から加入申請があり、現在は950haとなっている。

VI. 工事の経過

1. 麻名用水

明治38年9月3日、麻植郡川島町の吉野川の水源地から名西郡石井町の渡内川に至る区間の測量に着手、明治39年4月19日、用水路新設願を提出、同年10月18日許可、同年12月1日に川島町のトンネルから起工し、直営、地元建設業者請負によって施工し、明治41年4月主要幹線水路の開削を終え、支線水路が未開通のまま、組合員の要請によって同年5月1日通水を開始した。

その後設計変更、支線の整備のため事業施行期間を延長して大正元年6月に完工し、大正2年3月31日、関係者多数が出席して盛大な成功式を行った。しかし、なお下流において水不足を生じたので、大正元年10月から補

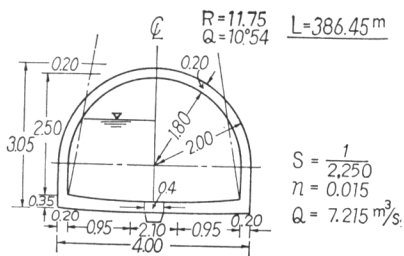


図-2 麻名用水取水トンネル (単位：m)

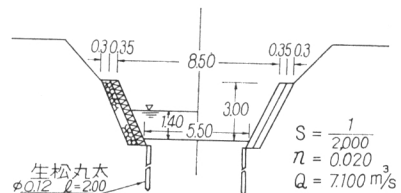


図-3 麻名用水断面図 (単位：m)

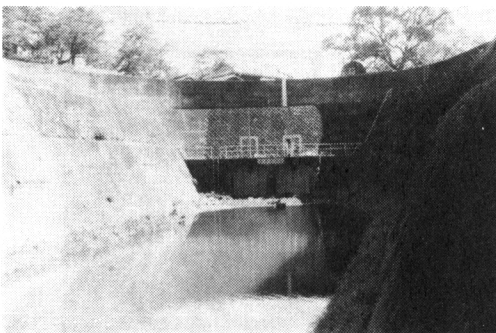


写真-1 麻名用水取水口

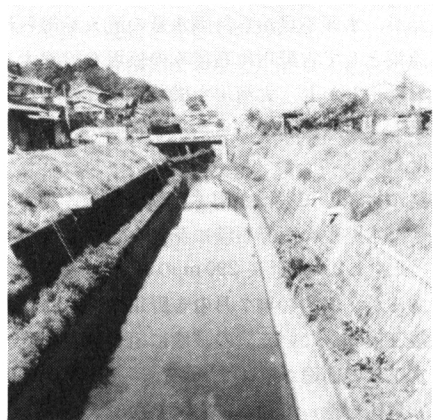


写真-2 麻名用水路 再建された井内恭太郎の銅像

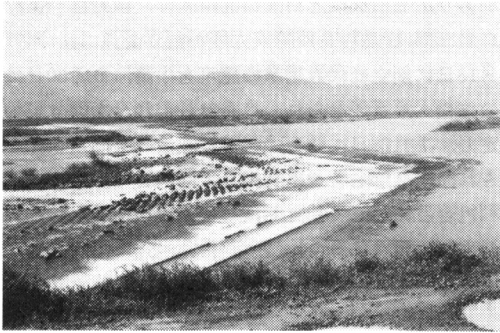


写真-3 板名用水取水堰



写真-4 板名用水路

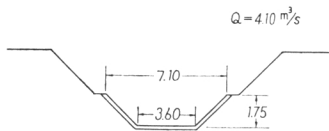


図-4 板名用水断面図 (単位: m)

給水として麻植郡牛島村東端で、吉野川支流の飯尾川から引水線を施行し大正3年に全工事を完了した。本工事は他の用水施設と比較して水源施設に特異性がある。その取水方法は、吉野川の河床が岩盤で変動のない地点を選び、堰は設けず、自然流入による優れた工法である。

取水量は $7.1 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、幹支線水路総延長 314 km (内トンネル 346 m)、受益面積は現在 1,250 ha である。昭和26年6月15日に麻名用水土地改良区に改組した。

2. 板名用水

明治39年7月28日用水新設が認可され、ただちに測量設計に着手し、明治39年12月10日に水源地から着工した。水源は阿波郡柿島村字二条前の吉野川左岸を選定し、堰は設けず、自然流入による取水方法をとり導水路の掘削を行ったが、水頭不足から計画水量の流入が得られないので応急策として吉野川に石積みの仮堰を設置することに変更した。しかし、大河川を横断するこの堰は洪水ごとに流失し、その復旧に悩まされる状態が続くようになった。

導水路に接続して設けた導水暗渠工事は、地下 8.0 m に掘下げた水路敷に両側石積に花こう岩のふたをした幅 2.7 m、深さ 1.2 m、延長 290 m の石造暗渠を埋設したものであるが、明治40年7月の吉野川の洪水時に崩壊埋没し、竣工後間もない施設の破壊に組合員の非難が高まり、用水工事の前途が危ぶまれたが、井内管理者は原因を究明し責任を持って通水に支障のないよう事に当るので管理者を信用されたいと誠意を披瀝したので組合員も

諒承し、復旧工事をを行い完成させた。

用水路は明治41年5月25日に末端まで開通したが、途中の漏水などで意外な水不足に遭遇したので、地域の中央部を流れる古毛川(排水路)から補給する工事を行った。

このように難工事が伴ったが、明治41年6月25日に地域全般に初めて灌漑が行われるようになった。しかしながら、仮堰では通水が不安定なことから明治42年に永久本堰の設置を県に出願したが、付近の堤防に危険を及ぼすという懸念から仮堰も撤去せよと命令され、井内管理者は窮地に立った。そして、県に対し、堰の撤去は板名用水の死命を制し、地域住民の生活を脅やかす重大問題であることを訴え、本堰の設置を再三要請した結果、県も用水開設を許可した関係から止む得ず承諾することになった。そして、明治45年5月14日、堰堤新設願を知事渡辺勝三郎に出願した。



写真-5 再建された井内恭太郎翁の銅像

県はこれを内務省に進達したが容易に許可されないの
で、管理者は度々上京して仮堰では用水取入れが確保で
きず稲作に重大な影響を及ぼすので組合員あげて本堰の
設置を待望している苦衷を申し述べ許可を懇願した結
果、大正2年2月10日になって許可された。同年2月18
日に工事執行の組合決議をなし、ただちに着工、大正3
年4月に延長220mの杭打石詰堰が竣工した。

これで用水施設が整い、通水の見通しがついたので大
正3年11月29日に事業成功式を盛大に行った。取水量は
4.1 m³/s、幹支線水路延長140 km、頭首工は吉野川流
路の変化を追って延長し、現在は790 mである。

昭和25年9月5日に板名用水土地改良区に改組した。

VII. 井内恭太郎の業績顕彰

1. 銅像建立

井内恭太郎は大正6年3月、64歳で名西郡長を退官す
るまでの間、記念麻名普通水利組合および記念板名普通
水利組合の管理者として、工事計画の指導、工事の促
進、資金調達、組合の運営等に尽力して、補助金制度も
ない時代に多額の事業費を負担する農民をよく誘導して
この二大事業を完成に導いたのである。

着工当時は地価反当120～130円であったが、竣工後は
700～800円に上昇し、農業経営は安定し往年の農村の窮
状は打開され、大きな効果をもたらしたのである。工事
完了後も井内は組合の運営に意を注ぎ、創立当時興業銀
行から借入れた年利7分5厘、20年賦償還の公債をその
当時、制定間もない年利5分の国の低利資金に借替える
ため、知事の渡辺勝三郎に両組合の運営状況からその必
要性を要請して、知事から内務、大蔵両省へ許可につ
いての尽力を依頼し、これによって、借替えが行われて償
還が容易となり組合運営を安定に導いたのである。

異動の頻繁な官界にあって、同一任地で14年7カ月の
在任期間であったことでも、いかに上司ならびに郡民の
信頼と期待感が篤かったかがうかがい知れ、80年後の今
日でも麻名用水といえば井内恭太郎、と連想されるほど
庶民に浸透しているのである。

昭和9年、81歳で徳島市伊月町の自宅で没したが、麻
名普通水利組合はその遺徳を敬慕して、昭和9年7月15
日に組合事務所の庭前に銅像を建立して功績を称え、偉
業を後世に伝えることにした。

2. 銅像戦線へ征く

組合員の熱情をこめた銅像も太平洋戦争がし烈となる
につれて戦況が悪化し、戦闘資材の欠乏から金属回収令
が発せられ、橋の高欄、窓格子、火鉢、ぼん鐘等の金属
が徴集されるようになり、昭和18年8月にこの銅像にも

召集令がきて撤去される非運に遭遇し、台石のみが寂し
く残る状態が続いた。

3. 銅像の再建

戦後の経済の復興に伴い麻名用水のシンボルである銅
像の再建の議が起こり、組合会全会一致でこれを決議し、
昭和25年8月3日に関係者多数列席の下に盛大な除幕式
を行った。

台石の上に厳然と立ち麻名用水の行末を見守る英姿に
対し、先人の偉業を受け継ぐわれわれとしては、組合設
立当時とは農業の経営形態、社会状況に大きな変化を来
たしているが、これに対応する運営によって地域農業の
発展に努めるのが諸先輩の功績に答える所以であると痛
感するものである。

VIII. 両用水の現況

両用水とも開設当時は土水路であったがために長距離
送水中の損失が多く、かつ開田直後の関係から水田の消
費量も多量で水争いが絶えず、これを鎮圧のため、板名
用水では明治44年に、麻名用水では大正元年に灌漑期間
中、請願巡査をおき、また、配水夫の巡回による水管理
などで円滑な通水を計ったが、末端地域では代かき時に
徹夜作業を行うのが通例となっていた。

昭和になって旧債の償還も終わり組合運営に余裕が生
ずるようになったので、用水路の改良工事を行い全水路
がコンクリート水路となって円滑な通水が行われている。
この地域は徳島市に隣接しているので混住化の進行
による用水路の水質汚濁が懸念されるので、監視と、毎
年の水質検査によって汚濁の進行防止を行い、地域の農
業基盤としての機能を果たすよう努めている。

板名用水の取水堰は大河川の吉野川を横断して築造し
てある関係上、洪水ごとに被害が生じ組合の過重負担と
なっていた。この堰が河川の床正工となって上流の橋梁
護岸工の根固の機能を有しているので、河川工作物とし
て堰の管理を県営移管にすることについて昭和22年から
県へ交渉を行ったが、利水堰堤であることを理由に土木
部長が承諾しなかった。しかし、建設省の技術当局者お
よび阿部五郎知事も移管の必要を認め、また、県議会も
移管要望の決議をしたので、昭和23年9月22日に県営移
管が告示され、その後建設省の所管となり、コンクリ
ートの強固な柿原堰となっている。

参 考 文 献

板名用水50年史
麻名用水土地改良区古文書
大俣村史

[1985. 4. 17. 受稿]